# 藤沢市議会定例会議案

2021年(令和3年)2月15日提出

| 議案第76号 | 専決処分の承認について                              |     |
|--------|--|-----|
|        | (藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例)                    | 1   |
| 議案第77号 | 専決処分の承認について<br>(令和2年度藤沢市一般会計補正予算(第9号))   | 5   |
| 議案第78号 | 藤沢市市政運営の総合指針2024基本方針の策定に                 | J   |
|        | ついて                                      | 1 4 |
| 議案第79号 | 工事請負契約の締結について<br>(善行市民センター改築工事(建築工事・2期)) | 3 7 |
| 議案第80号 | 特定事業契約の変更契約の締結について<br>(藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業) | 4 2 |
| 議案第81号 | 市道の認定について                                | 4 4 |
| 議案第82号 | 市道の廃止について                                | 4 6 |
| 議案第83号 | 藤沢市事務分掌条例の一部改正について                       | 4 7 |
| 議案第84号 | 藤沢市市民センター条例の一部改正について                     | 4 9 |
| 議案第85号 | 藤沢市職員定数条例の一部改正について                       | 5 1 |
| 議案第86号 | 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部<br>改正について        | 5 2 |
| 議案第87号 | 藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正について                | 5 3 |
| 議案第88号 | 藤沢市手数料条例の一部改正について                        | 5 4 |
| 議案第89号 | 藤沢市道路占用料徴収条例の一部改正について                    | 6 5 |

| 議案第90号 | 藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について | 6 7 |
|--------|------------------------------|-----|
| 議案第91号 | 藤沢市都市公園条例の一部改正について           | 6 9 |
| 議案第92号 | 藤沢市朝日町駐車場条例の廃止について           | 7 0 |
| 議案第93号 | 藤沢市保育所条例の一部改正について            | 7 1 |
| 議案第94号 | 藤沢市国民健康保険条例の一部改正について         | 7 3 |
| 議案第95号 | 藤沢市介護保険条例の一部改正について           | 7 5 |
| 議案第96号 | 藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について        | 7 8 |
| 議案第97号 | 藤沢市公民館条例の一部改正について            | 8 0 |

議案第76号

専決処分の承認について(藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例) 地方自治法第179条第1項の規定により、藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の条例を専決処分する。

2020年(令和2年)12月24日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例

藤沢市市営住宅条例(平成9年藤沢市条例第9号)の一部を次のように改正する。 第2条第4号オを削り、同号エ中「ア」を「イ」に、「第1条第3号ニ」を「第 1条第3号ホ」に、「同条第3号ニ」を「同条第3号ホ」に改め、同工を同号オと し、同号ウ中「第1条第3号ハ」を「第1条第3号ニ」に改め、同ウを同号エとし、 同号イ中「第1条第3号ロ」を「第1条第3号ハ」に改め、同イを同号ウとし、同 号ア中「公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。) 第1条第3号イ」を「政令第1条第3号ロ」に改め、同アを同号イとし、同イの前 に次のように加える。

ア 入居者又は同居者に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法

第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得(以下このアにおいて「給与所得等」という。)を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第1条第3号イに定める額(その者の給与所得等の金額の合計額が当該定める額未満である場合には、当該合計額)

#### 第2条第4号に次のように加える。

- カ 入居者又は同居者に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき政令第1条第3号へに定める額(その者の所得金額からアの規定により控除する金額を控除した残額が当該定める額未満である場合には、当該残額)
- キ 入居者又は同居者に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親が ある場合には、そのひとり親1人につき政令第1条第3号トに定める額(そ の者の所得金額からアの規定により控除する金額を控除した残額が当該定め る額未満である場合には、当該残額)

#### 附則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市市営住宅条例(次項において「新条例」という。)第2条第4号の規定は、令和3年7月1日以後に行われる藤沢市市営住宅 条例第16条第1項、第17条第1項から第5項まで、第31条第1項若しくは 第2項又は第33条第2項に規定する収入の計算(以下この項において「収入の 計算」という。)について適用し、同日前に行われる収入の計算については、な お従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、新条例第2条第4号の規定は、令和3年7月1日以後に開始される市営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び藤沢市市営住宅条例第6条各号に規定する者について同日以後に市営住宅の入居の申込みをした者に係る同条例第7条第1項第3号又は第10条第1項第5号に規定する収入の計算(以下この項において「収入の計算」という。)について適用し、同日前に開始される市営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び同条例第6条各号に規定する者で同日前に市営住宅の入居の申込みをしたものに係る収入の計算については、なお従前の例による。

#### 提案理由

令和2年12月23日に公営住宅法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和3年1月1日から施行することとされたことに伴い、藤沢市市営住宅条例に係る所要の改正について同日から施行する必要があったことから、令和2年12月24日付けで藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求める必要による。

#### 参考

地方自治法 抜粋

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第77号

専決処分の承認について(令和2年度藤沢市一般会計補正予算(第9号))

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度藤沢市一般会計補正予算 (第9号)を次のとおり専決処分する。

2021年(令和3年)1月15日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

令和2年度藤沢市一般会計補正予算(第9号)

令和2年度藤沢市一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,000千円を追加し、歳入 歳出それぞれ200,650,779千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

# 歳入歳出予算補正

(歳 入) (単位 千円)

| 款      |   | 項     |   | 補正前の額         | 補正額     | 計             |  |
|--------|---|-------|---|---------------|---------|---------------|--|
| 20 繰越金 |   |       |   | 2, 434, 926   | 80, 000 | 2, 514, 926   |  |
|        |   | 1 繰越金 |   | 2, 434, 926   | 80, 000 | 2, 514, 926   |  |
| 歳      | 入 | 合     | 計 | 200, 570, 779 | 80, 000 | 200, 650, 779 |  |

(歳 出) (単位 千円)

| 款     |   | 項     |   | 補正前の額         | 補正額     | 計             |
|-------|---|-------|---|---------------|---------|---------------|
| 8 商工費 |   |       |   | 3, 940, 595   | 80, 000 | 4, 020, 595   |
|       |   | 1 商工費 |   | 3, 312, 403   | 80, 000 | 3, 392, 403   |
| 歳     | 出 | 合     | 計 | 200, 570, 779 | 80, 000 | 200, 650, 779 |

# 歳 入 歳 出 補 正 予 算

### 1 総 括 (歳 入)

| 款       | 補正前の額         | 補 正 額   |
|---------|---------------|---------|
| 20 繰越金  | 2, 434, 926   | 80, 000 |
| 歳 入 合 計 | 200, 570, 779 | 80, 000 |

### (歳 出)

|       | - I | 款 |   | 補正前の額         | 補 正 額  | <del>ोत</del> ि | 補<br>特<br>国庫支出金 |
|-------|-----|---|---|---------------|--------|-----------------|-----------------|
| 8 商工費 |     |   |   | 3, 940, 595   | 80,000 | 4, 020, 595     |                 |
| 歳     | 出   | 合 | 計 | 200, 570, 779 | 80,000 | 200, 650, 779   |                 |

## 事 項 別 明 細 書

(単位 千円)

計 2, 514, 926 200, 650, 779

(単位 千円)

| 正    | 額 |   | の | 財            | 源             | 勺   | 訳  |   |            |
|------|---|---|---|--------------|---------------|-----|----|---|------------|
| 定    |   |   | Į | <del>以</del> | 源             |     |    |   |            |
|      |   |   |   | そ            | $\mathcal{O}$ | 他   | ı  |   | 一般財源       |
| 県支出金 | 地 | 方 | 債 | 分担金負担金       | 使用料手数料        | ŀ ~ | その | 他 | 720.4 0.1. |
|      |   |   |   |              |               |     |    |   | 80, 000    |
|      |   |   |   |              |               |     |    |   | 80, 000    |

### 2 歳 入

|    |       | 款   | : | 項 | 目 |             | 補正前の額         | 補 正 額       | 計             |
|----|-------|-----|---|---|---|-------------|---------------|-------------|---------------|
| 20 | 繰起    | 或金  |   |   |   |             | 2, 434, 926   | 80,000      | 2, 514, 926   |
|    | 1     | 繰越金 |   |   |   |             | 2, 434, 926   | 80,000      | 2, 514, 926   |
|    | 1 繰越金 |     |   |   |   | 2, 434, 926 | 80,000        | 2, 514, 926 |               |
|    | •     | 歳   | 入 | 合 | 計 | -           | 200, 570, 779 | 80, 000     | 200, 650, 779 |

| 節        |        | 説      | 明      |
|----------|--------|--------|--------|
| 区分       | 金額     | дЛ     | 93     |
|          |        |        |        |
|          |        |        |        |
| 1 前年度繰越金 | 80,000 | 01 繰越金 | 80,000 |
|          |        |        |        |

### 3 歳 出

|   |     |      |    |               |         |               |     | 正   | 額 | の  | 財 | 源   |
|---|-----|------|----|---------------|---------|---------------|-----|-----|---|----|---|-----|
| Ž | 款   | 項    | 目  | 補正前の額         | 補正額     | 計             |     | 特   | 定 | 財  | 源 |     |
|   |     |      |    |               |         |               | 国県支 | て出金 | 地 | 方債 |   | その他 |
| 8 | 商工  | 費    |    | 3, 940, 595   | 80, 000 | 4, 020, 595   |     |     |   |    |   |     |
|   | 1 商 | 工費   |    | 3, 312, 403   | 80,000  | 3, 392, 403   |     |     |   |    |   |     |
|   | 3   | 金融対象 | 策費 | 1, 356, 783   | 80,000  | 1, 436, 783   |     |     |   |    |   |     |
|   |     |      |    |               |         |               |     |     |   |    |   |     |
|   |     |      |    |               |         |               |     |     |   |    |   |     |
| ш |     |      |    |               |         |               |     |     |   |    |   |     |
|   | 歳   | 出 合  | 計  | 200, 570, 779 | 80, 000 | 200, 650, 779 |     |     |   |    |   |     |

| 内 訳    | 節      |        |                       |           |
|--------|--------|--------|-----------------------|-----------|
| 一般財源   | 区分     | 金額     | 説                     | 明         |
| 80,000 |        |        |                       |           |
| 80,000 |        |        |                       |           |
| 80,000 | 21 貸付金 | 80,000 | 01 金融対策事業費            | 80,000    |
|        |        |        | 09 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力 | 5金 80,000 |
|        |        |        | つなぎ資金貸付金              |           |
| 80,000 |        |        |                       |           |

藤沢市市政運営の総合指針2024基本方針の策定について 次のとおり藤沢市市政運営の総合指針2024基本方針を策定する。

2021年(令和3年)2月15日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市市政運営の総合指針2024基本方針 ~2040年に向けた持続可能なまちづくりへの転換~

#### 1 策定の背景と意義

#### (1) 自治体総合計画の沿革

戦後の地方自治の発展に伴い、単に国の政策を執行するだけではなく、自治体としての政策を形成する必要性が高まり、高度経済成長の時代が進むにつれて、さらに各自治体は個別の施策・事業ごとに判断するだけでなく、将来見通しを踏まえて総合的に政策を提示すべきと考えられるようになりました。1969年(昭和44年)に、市町村の首長は議会の議決を経て、基本構想\*を策定することが地方自治法により義務づけられ、その後、旧自治省が設置した研究会が提唱した「基本構想・基本計画・実施計画」という三層構造の計画、いわゆる「総合計画」を策定し行政運営を行うことが自治体にとっての事実上の標準となりました。本市では藤沢市総合計画を改正地方自治法の施行に合わせ、昭和43年度に策定し、昭和44年度から施行しました。

一般的に、基本構想は10年から20年程度の大まかな方針を示す長期戦略

<sup>※</sup> 基本構想 地方自治法の旧第2条第4項では、「市町村は、その事務を処理するにあたっては、 議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、 これに即して行なうようにしなければならない。」と規定していました。

であるため、これを具体化するために、基本計画は5年から10年程度の施策 レベルの中期計画、実施計画は3年から5年程度の事業レベルの短期計画とし て策定されました。

しかし、高度成長の時代が終わり、人口減少と急速な少子高齢化の進行という急激な環境変化の中で、右肩上がりの成長を前提にした総合計画のあり方が問題視されるようになりました。歳入の伸びが歳出の伸びを下回る右肩下がりの時代(人口や財源は増えないが少子高齢化や公共施設等の老朽化などによる行政需要は増加する時代)にあっては総合計画から多年度財政計画としての性格が薄れるようになり、総合計画は財政フレームのない中長期的な方向性と政策・事業の登録簿と言われ、策定の事務負担に比して、策定の効果が感じにくくなっていきました。そして、2011年(平成23年)の地方自治法の改正により、市町村に対する基本構想の策定義務が撤廃され、右肩下がりの時代の中で、各自治体の判断による「総合計画」の新たな位置づけが求められるようになりました。

#### (2) 総合計画に替わる新たな仕組みとしての「市政運営の総合指針」

本市でも、総合計画は、総合的かつ計画的に行政運営を進め、より効果的に事業を展開することを目的として策定され、長きにわたり改定を続けてきましたが、策定に多くの時間と労力、経費がかかることや市の事業を総花的に位置づけるため、重要、緊急な取組が見えづらくなること、策定が進む分野別の個別計画との重複が増えたこと、多くの事業を位置づけた長期間の計画であったため、実施にあたって財政上の担保ができないことなど、多くの課題がありました。

地方自治法が「基本構想」の策定義務を撤廃したことを受け、総合計画のあり方、仕組み自体を見直し、その結果、概ね20年先を見据えた基本方針と、市民ニーズに基づいた課題の緊急性、重要性を踏まえ、直近の4年間に重点的かつ確実に実施する施策を位置づけた重点方針による「藤沢市市政運営の総合指針2016」を、総合計画に替わる仕組みとして、平成25年度に策定し、平成28年度に「藤沢市市政運営の総合指針2020」として改定しました。なお、「市政運営の総合指針」は、社会経済環境の変化の速さに対応できるよう、

市長任期を踏まえて4年に一度、全体を見直すことができる仕組みとしています。

#### (3) 市政運営の総合指針2020改定にあたって

本市でも、毎年度の予算編成におけるやりくりによって、単年度ごとに収入 見通しと支出見通しの乖離を埋め、収支均衡を図らなければならない状況にあ ります。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、財政状況の不透明性 が高まっています。厳しい財政見通しの中で、将来に向けて新規事業や拡充事業 に取り組もうとする「市政運営の総合指針」と、行政の効率化、既存事業の見直 し等を進める「行財政改革」が連携することは、ますます重要となっています。 「市政運営の総合指針」が示す基本方針や重点方針の方向性は、予算の配分や職 員の配置を決める上でも判断基準になります。

新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、人々の働き方、学び方、暮らし方などのスタンダードが変化し、「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」の新しい生活様式が形成されつつあります。総合指針の改定にあたって、次の4年間は、本市にとっても、危機を克服し、新しい未来を創造する重要な期間となります。新型コロナウイルス感染症対策を最優先としつつも、2025年問題\*をはじめとする喫緊の課題に着実に対応し、さらに、20年後を見据えた持続可能なまちづくりへの転換を進める最初の4年間と捉え、取組を加速する必要があります。

こうした状況を踏まえ、「藤沢市市政運営の総合指針2020」の期間の終了に伴い、引き続き、共有すべき理念の浸透や直近4年間の重点施策の明確化を重視しつつ、これまでの取組や評価、意見等を踏まえて、目指すべきまちの姿を明確化するためにSDGs (持続可能な開発目標)\*の視点も取り入れ、「藤沢市市政運営の総合指針2020」を(仮称)「藤沢市市政運営の総合指針2024」(2040年に向けた持続可能なまちづくりへの転換)として改定します。

<sup>\* 2025</sup>年問題 団塊の世代が2025年(令和7年)頃までに75歳以上(後期高齢者)に達することで、介護、医療費等の社会保障関係費の急増をはじめ様々な影響が懸念されることをいいます。

<sup>\*</sup> SDGs (持続可能な開発目標) 2015年(平成27年)に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際目標で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年(令和12年)を年限とする17のゴールが掲げられています。

#### 2 構成と期間

この指針は、概ね20年先を見据えつつ喫緊の課題に対応した分かりやすいものとするため、本編と別冊に区分します。また、4年ごとに全体を見直し、改定することとします。

#### (1) 構成

#### 【本編】

指針の本編は、第1章「基本方針」と第2章「重点方針」で構成します。

第1章「基本方針」では、「策定の背景と意義」、「構成と期間」、第2章で示す「重点方針」の前提となる「長期的な視点」としての「めざす都市像」、「3つのまちづくりコンセプト」、「8つの基本目標」を明らかにします。

第2章「重点方針」では、「長期的な視点」を踏まえた上で、喫緊に取り組む 重点課題を抽出し、その課題に対応する「まちづくりテーマ」、「重点施策」等 を示します。

#### 【別冊】

別冊は、重点施策の実現に向けた「重点事業」等を「事業集」として、指針の背景となるデータや見直し時に活用する指標等を「資料集」として、それぞれまとめます。

#### (2) 期間

この指針の期間は、令和3年度から令和6年度までとします。

#### 3 長期的な視点

藤沢市の現状と見通し、特性等を踏まえ、概ね20年先を見据えた「長期的な視点」として、「藤沢市市政運営の総合指針2016」及び「藤沢市市政運営の総合指針2016」及び「藤沢市市政運営の総合指針2020」における「めざす都市像」と「基本目標」をベースに見直します。特に、SDGsの視点を取り入れ、次のとおり、8つの基本目標に共通する考え方として「3つのまちづくりコンセプト」を追加して、目指すべきまちの姿

の明確化を図ります。

#### (1) 長期的な視点の体系

【めざす都市像(基本理念)】

郷土愛あふれる藤沢

~松風に人の和うるわし 湘南の元気都市~

#### 【3つのまちづくりコンセプト】

- 1 藤沢らしさを未来につなぐ持続可能な元気なまち(サステナブル藤沢)
- 2 共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち(インクルーシブ藤沢)
- 3 最先端テクノロジーを活用した安全安心で暮らしやすいまち(スマート 藤沢)

#### 【8つの基本目標】

- 1 安全な暮らしを守る
- 2 文化・スポーツを盛んにする
- 3 自然を守り豊かな環境をつくる
- 4 子どもたちを守り育む
- 5 健康で安心な暮らしを支える
- 6 地域経済を循環させる
- 7 都市基盤を充実する
- 8 市民自治・地域づくりを進める

#### ② めざす都市像

#### 【めざす都市像(基本理念)】

藤沢市には、自然、歴史、産業、市民文化など様々な面で強みがあり、市民一人ひとりが、自分の個性にあったライフスタイルや都市の魅力を見つけられる良さがあります。これらは、経済情勢や社会の変化にも柔軟に対応できるということにもつながっています。こうした藤沢市の特長を生かしながら、市が将来に向け描く都市の姿を「めざす都市像」として位置づけます。

#### 郷土愛あふれる藤沢

~松風に人の和うるわし 湘南の元気都市~

藤沢市で生まれ育った人も、藤沢市に移り住んだ人も、藤沢市を郷土として 心から愛し、誇りをもって生き生きと暮らすことができる都市を目指します。 これからの厳しい時代を迎えても、藤沢市が、多様な主体の協働により、みん なの課題をみんなの力で協力して解決できるまちとなるよう、一人でも多くの 人に地域に関わっていただき、藤沢市の強みであるシビックプライド(郷土へ の愛着と誇り)をさらに高め、そこから生まれる大きな市民力、地域力を生か していきます。

そして、松風と藤の香りに包まれた都市、歴史と文化の薫る都市、産業の栄える都市、安全で暮らしやすい都市…こうした魅力ある都市の姿を理想として、 先人たちが積み上げてきた歴史と文化、自然の豊かさ・美しさ、そして、うるわしい人の和など、藤沢市歌に込められた「藤沢らしさ」を大切にする市政を進めます。

さらに、郷土愛の基となる、こうした「藤沢らしさ」を、時代の変化に応じて発展させ、未来に引き継いでいけるよう、SDGsという新たな視点を取り入れ、元気を生み出し続ける支えあう都市を目指します。

#### 3) 3つのまちづくりコンセプト

「めざす都市像」の実現に向けて、目指すべきまちの姿の明確化を図るため、 SDGsの視点を取り入れ、3つの「まちづくりコンセプト」を位置づけます。

「まちづくりコンセプト」には、郷土愛の基となる「藤沢らしさ」を未来につなげる持続可能な発展を目指す考え方を位置づけるとともに、支えあう「人の和」の未来の姿として、誰一人取り残さないまちという高い理想を掲げ、その考え方を位置づけます。さらに、これら2つの目指すべきまちの姿を実現するため、テクノロジーの力を上手に活用し様々な課題を解決するまちを目指す考え方を位置づけます。

#### 【まちづくりコンセプト1】

「藤沢らしさを未来につなぐ持続可能な元気なまち」(サステナブル藤沢) 「藤沢らしさを未来につなぐ持続可能な元気なまち」(サステナブル藤沢)を, まちづくりコンセプトとして位置づけ、次のとおり取り組みます。

- ア SDGsの視点から、現在の市民のニーズを満たすだけでなく、将来世代のニーズも満たすものであるかどうか、未来の人たちに誇れる取組であるかどうか、市のすべての取組において問い直します。
- イ 今後の「人口構造の変化」や「財政負担の増加」,「公共施設等の老朽化」 や,「税収の増加が見込めないこと」など,大変厳しい状況が見込まれる中, 長期的視点から見て持続可能性に課題のある事業は,大胆に見直しを進めま す。
- ウ 人口のピークとなる時期をできる限り遅らせ、ピーク時の人口も予測を上回ることができるよう、交通利便性の高さや買い物環境、医療・福祉など、本市の総合的な暮らしやすさを高めるための取組を積み重ね、さらに、住んでみたい、住み続けたいと思える藤沢を築きます。
- エ 「湘南の海」、「緑の豊かさ」、「地元で採れた新鮮な食べ物」といった自然 を身近に感じられる郊外都市としての強みを生かし、子育てしやすいまち・ 教育環境のよいまちとしてのブランド力を高め、多くの人に愛され住んでい ただける藤沢であり続けられるよう取り組みます。

#### 【まちづくりコンセプト2】

「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち」(インクルーシブ藤沢) 「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち」(インクルーシブ藤沢)を, まちづくりコンセプトとして位置づけ、次のとおり取り組みます。

- ア 障がいのある人や、高齢者、子ども、外国につながりのある人、セクシュ アル・マイノリティの人など、様々な生活上の困難を抱える人が、社会的に 孤立したり、さらに困難な状況に陥り、悪循環に苦しむことのないよう、誰 一人取り残さないという思いで、まちづくりを進めます。
- イ 多様な市民がまちづくりに関わる機会や手法を積極的に取り入れるととも に、当事者の声を大切にした政策形成が図られるまちとなるよう取り組みま す。
- ウ 多様な生き方、考え方を認め合うまちであることを大切にして、様々な文 化が共生する、多彩な魅力とみんなの活力があふれる藤沢を築きます。
- エ 社会状況や価値観の変化に伴い, ユニバーサルデザインの考え方を取り入

れた都市空間,安全で安心して暮らせる地域環境が求められていることを踏まえ,誰もが住みやすいまちづくりを進めます。

オ 変化の激しい時代に対応していくためには、これまでのような「同質性を 前提としたチームワーク」から、「多様性を認め合うチームワーク」への転換 を進める必要があります。若者の意見や行動力をまちづくりに生かすなど、 性別、年齢、職歴などに関わらず、多様なメンバーが多彩な能力を持ち寄って力を発揮できるよう、ダイバーシティ\*を推進します。

#### 【まちづくりコンセプト3】

「最先端テクノロジーを活用した安全安心で暮らしやすいまち」(スマート藤沢) 「最先端テクノロジーを活用した安全安心で暮らしやすいまち」(スマート藤沢) を、まちづくりコンセプトとして位置づけ、次のとおり取り組みます。

- ア Society 5.0\*社会の到来を踏まえ、自然や文化を大切にしつつ、 少子高齢化や担い手不足などに伴う様々な社会課題の解決のために、IoT (モノのインターネット)、ビッグデータ、AI (人工知能)、ロボットなど 最先端テクノロジーを積極的に活用し、安全安心で暮らしやすいまちとなる よう取り組みます。
- イ 市民自らがテクノロジーを上手に活用することができ、より豊かな働き方、 学び方、暮らし方を実現できる、市民中心のスマートシティの実現に取り組 みます。
- ウ 「ウィズコロナ・アフターコロナ」時代の新しい生活様式への対応を図る ため、積極的にデジタル化を推進し、「藤沢らしさ」を未来につなげる持続可 能なまちづくりと誰一人取り残さないまちづくりの実現につなげます。
- エ ICTをはじめとしたテクノロジーを行政にも積極的に活用し、オンライ

<sup>※</sup> ダイバーシティ 直訳は「多様性」ですが、ここでは多様な人材を積極的に活用しようという考え方を意味しています。民間企業等がダイバーシティを重視する背景には、有能な人材の発掘、 斬新なアイデアの喚起、社会の多様なニーズへの対応といった狙いがあるといわれています。

<sup>\*\*</sup> Society 5.0 サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。 狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたもの。

ン申請の充実などによる市民の利便性向上を図るとともに, A I・R P A (ロボットによる業務自動化) などの活用による業務効率化やコスト削減, 市民サービスのあり方の見直しを進めます。また, 市民参加の促進や地域コミュニティの活性化を進めるデジタル市役所を実現します。

オ デジタルトランスフォーメーション (DX) \*の推進にあたっては、より高度なデータ社会の到来を見据え、専門的知見を有する大学や民間企業、先進自治体との連携を積極的に進めます。

#### 4) 8つの基本目標

「めざす都市像」を実現するために、「3つのまちづくりコンセプト」の考え 方を踏まえ、8つの基本目標を位置づけます。この基本目標に沿った取組が相 互に連携することにより、バランスのとれた都市の姿を維持し、発展すること を目指します。基本目標は、藤沢市の現状と見通し、特性等を踏まえた上で、 市の施策、事業を進めるにあたり、基本となる方向性を示すものとします。

#### 【基本目標1 安全な暮らしを守る】

#### 【長期課題】

- ア 市民生活に甚大な被害を及ぼした過去の大規模災害(地震・津波など)を 教訓に、被害を最小限に抑え速やかに回復できる防災・減災対策に取り組む とともに、地域における防災力の強化・充実を図り、災害に強くてしなやか なまちを構築する必要があります。
- イ 気候危機への対策が世界的な重要課題となる中, 突発的かつ局地的な豪雨 や大型台風等, 激甚化・頻発化する自然災害(土砂災害, 洪水, 内水氾濫な ど) への対策の強化(適応策)を図る必要があります。
- ウ 「逃げ遅れゼロのまち」の実現に向けて、自主防災組織の担い手不足、地域によって異なる災害リスクへの理解の促進、子どもの頃からの地域防災への関わり、増加する避難行動要支援者への対応など、様々な課題に対応し、

<sup>\*</sup> デジタルトランスフォーメーション (DX) 「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念で、2004年(平成16年)にスウェーデンのウメオ大学エリック・ストルターマン教授が提唱し世界的に拡散したもの。

地域と共にソフト面の対策を強化することも重要となります。

- エ 新たな感染症の脅威に対しては、新型コロナウイルス感染症への対策の経験から、健康危機管理対策の充実と、対応力の強化を図る必要があります。
- オ 手口が巧妙化する特殊詐欺などへの防犯対策の強化や, 悲惨な交通事故を 防ぐためにハード面とソフト面の双方から交通安全対策の強化を図る必要が あります。
- カ データ社会における個人情報の取扱いなど、社会の変化に伴い生じる、市 民生活における様々な不安要因を軽減する取組を進める必要があります。

2040年の藤沢市の姿として,

テクノロジーの力も活用し、地震・津波災害、激甚化する風水害、都市災害への総合的な取組(防災・減災・危機管理・復興)の強化や新型感染症への対策を進めるとともに、超高齢社会の進展などの社会的変化に対応した消防・救急体制の充実を図り、さらに、地域と連携した防犯対策や交通安全対策等を一層推進することにより、市民の生命と財産を守り、誰もが安全で安心な暮らしを実感できる都市を目指します。

#### ※基本目標と主に関連するSDGsの目標

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

#### 【基本目標2 文化・スポーツを盛んにする】

#### 【長期課題】

ア 人生100年時代においては、市民一人ひとりが生涯にわたって学びを重ねることで、時代の変化に応じた知識・技能を獲得し、新たな価値を生み出

せるよう,「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を念頭に置いた生涯学 習活動を推進する必要があります。

- イ 一人ひとりがライフサイクル,ライフスタイルにあわせて利用できる図書館サービスの提供を行うため、ICT環境の整備,施設の老朽化や超高齢社会,人口減少などの社会的課題を踏まえた4市民図書館11市民図書室のあり方を検討し、時代の変化に対応する必要があります。
- ウ 藤沢市には、旧東海道の宿場町、江の島参詣の地としての歴史があり、また、史跡名勝や歴史的建造物、祭り等多くの有形・無形の文化財があります。 少子高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、これらの歴史や文化、景観の継承が難しくなっている中で、藤沢市の財産として次代に、しっかりと保全・継承するとともに、新たな活用により地域の活性化につなげる必要があります。
- エ 市民が持つ高い文化水準を背景に活発に行われている市民自らが主体となった文化芸術活動を維持・向上させるためには、その活動の拠点を整備し、幅広い世代の市民の興味・関心を高め、様々な文化活動を支援する取組を行っていく必要があります。
- オ 現在の文化芸術活動を発展・向上・融合させることで新たな「ふじさわ文 化」を創造し、本市の魅力を向上させるには、本市の未来を担う活力に満ち た若者たちの文化芸術活動を支援する環境を整えていく必要があります。
- カ 東京2020大会を契機として、健康寿命日本一や共生社会の実現に向けて、子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが生涯にわたって多様なスポーツ活動に親しめるよう、「する」・「観る」・「支える」スポーツを推進していくことが必要であり、あわせて、まちの賑わいの創出、経済の活性化、地域交流の促進につなげるため、ソフトとハードの両面において、スポーツ環境を充実させる必要があります。

#### 2040年の藤沢市の姿として、

歴史的,文化的な資源,景観を保全・継承・活用するとともに,市民による文化芸術活動や生涯学習・スポーツ活動等をさらに盛んにすることで,市民一人ひとりが日頃から文化・スポーツを楽しみ,歴史や文化を大切にし,郷土への

誇りや愛着を実感できる都市を目指します。

#### ※基本目標と主に関連するSDGsの目標

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

#### 【基本目標3 自然を守り豊かな環境をつくる】

#### 【長期課題】

- ア 地球温暖化に起因する気候危機への対策のため、二酸化炭素排出実質ゼロ に向けて再生可能エネルギーやエネルギーの地産地消など、環境に優しいエ ネルギーの活用を推進し、地球温暖化の進行を緩和する取組(緩和策)を、 災害に強いまちづくりなど(適応策)と両輪で進めていく必要があります。
- イ 私たちとともに生き、恩恵を与えてくれる美しい海や川、谷戸などの豊かな自然環境は藤沢市の貴重な財産です。かけがえのない自然環境を次世代に引き継ぐため、未来を担う子どもたちを中心とした環境教育の推進を図り、市民との協働による環境美化・環境保全活動を継続・発展させていく必要があります。
- ウ 市内各地で行われるクリーン活動・美化啓発の充実,市民・団体等との連携・協力による清掃活動,ごみ減量対策,不法投棄対策を推進し,誰もが心地よく過ごすことができる,地域から拡がるおもてなしの心を持った環境都市を実現していく必要があります。
- エ 海洋ごみの約8割は、まちから河川を通じて流れてくるといわれており、海岸ごみにおけるプラスチックごみの割合が増加していることから、海洋プラスチックゼロエミッション(プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと)を目指して、まちや河川、海岸の美化活動を推進し、陸域から海への流出を抑制することにより、プラスチックごみがない生態系に優しい

藤沢の実現に取り組む必要があります。

- オ 3 R\*+Renewable (リニューアブル:再生可能な資源利用)の取組を浸透させることにより、廃棄物の減量・資源化のさらなる促進と最終処分場の延命を図るとともに、超高齢社会における市民のごみや資源を排出する際の負担の軽減に取り組む必要があります。
- カ 水田や畑などの農地は、新鮮な農作物を供給し、藤沢の「食」を支えると ともに、潤いとやすらぎを与える田園景観や生物多様性を保全する機能、防 災・減災の機能など、多面的な機能を有しており、これらを保全し活用して いくことが重要です。
- キ 環境汚染のない,きれいな海や川を確保し,引き継いでいくため,産業排水や生活排水等の監視指導,下水道等の汚水処理施設の普及や適切な維持管理による機能の維持など,水環境の保全に向けた取組を着実に進め,持続可能な水循環の形成に努めていく必要があります。

#### 2040年の藤沢市の姿として,

環境に対する意識を高め、良好な自然環境や生活環境を保全し、資源化のさらなる推進を図るとともに、廃棄されるプラスチックごみゼロをはじめとする循環型社会形成の推進やエネルギーの地産地消と効率的利用を進めることにより、持続的で豊かな環境を実感できる都市を目指します。

#### ※基本目標と主に関連するSDGsの目標

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任

<sup>\* 3</sup> R Reduce (リデュース:発生抑制), Reuse (リユース:再利用), Recycle (リサイクル:再生利用)の頭文字のRをとったもの。まず, ごみの発生量を減らす (Reduce) ことから始めて, 次に使えるものは何回も繰り返し使う (Reuse), そして使えなくなったら原材料として再生利用 (Recycle) するという考え方をいいます。

- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

#### 【基本目標4 子どもたちを守り育む】

#### 【長期課題】

- ア 日本の合計特殊出生率は低下が続き,少子化は依然として進行しています。 その背景として未婚化や晩婚化,出産年齢の上昇,子育でに対する価値観や ニーズの多様化等の様々な要因があります。単に結婚や出産を望む人が減少 しているのではなく,多様な価値観の中で将来の育児に対する不安や経済的 な不安が根本にあると考えられます。子育で支援の充実に加え,テレワーク の推進など就労環境の充実や民間施設内の保育環境の整備促進,既存施設の リノベーションなど,ソフト・ハード両面から子育で世代の住環境を充実し, 包括的な子育での未来を構築する必要があります。
- イ 経済的な問題にとどまらない子どもの貧困が大きな課題となっています。 子どもの貧困は、世代間の連鎖や、子どもの潜在的な能力や個性を伸ばす機 会が失われる要因となることも懸念されます。2040年を生きるすべての 子どもたちが、非認知能力\*を身につけ、探求心や自己肯定感を高め、未来 を閉ざされることのないよう、地域の様々な主体が子どもたちの日常に目を 向け、関わりを継続できるような取組を行うことが必要です。
- ウ 新型コロナウイルス感染症対策を契機として,どのような状況にあっても,子どもたちの学びを止めないために,ICTを活用したオンライン学習を進めるなど,学習環境の充実を図り,子どもたちが楽しく学びながら,思考力,判断力,表現力等を身につけ,予測困難なこれからの時代を生きる力をつけることができるよう取り組んでいく必要があります。

<sup>\*\*</sup> 非認知能力 非認知能力とは、読み・書き・計算などの認知的能力に対して、数値化しにくい能力で、目標の達成(忍耐力・自己抑制・目標への情熱)、他者との協働(社交性・敬意・思いやり)、情動の制御(自尊心・楽観性・自信)などの力といわれています。乳幼児期にこうした能力を育むことで、成長後の精神的な健全さや社会性を高める資質となると考えられ、急速に変化する社会を生き抜く力として注目が高まっています。

- エ 一人ひとりの子どもの多様性や個性を受けとめ、生かし、可能性を最大限に高めるため、教育的ニーズに対応できる支援教育を推進するとともに、相談体制を充実させるなど悩みや困りごとを抱える子ども・若者に寄り添い、その子ども・若者に合った社会参加や自立を支援する必要があります。
- オ 「ふじさわ教育大綱」をもとに、子どもたちをはじめすべての世代が、学 びを通して未来への夢や目標に向かって生きる力を育み、やさしく手を差し 伸べあう笑顔あふれる幸せなまちをつくるため、学校と関係機関、地域の様々 な主体のネットワークを成熟させることが重要です。 さらに、時代の変化に 対応し学校のあり方も大きく変化する中で、未来を担う子どもの学びを深め るための教育環境の整備と多様な人材の確保を進める必要があります。
- カ 子どもたちが安全安心でより快適な環境で学べるよう,インクルーシブや ユニバーサルデザインの視点も取り入れた環境づくりを進める必要がありま す。

#### 2040年の藤沢市の姿として,

すべての家庭が安心して子育てができる環境や子どもたちの「生きる力」が育まれる環境を整備するとともに、将来に夢や希望を持って、自ら考え自らの可能性や未知の課題にチャレンジし解決することができる子どもたちを、地域全体で育み、支えあう社会を構築し、子どもたちの健やかな成長を実感できる都市、子どもたちが『大人になってもずっと藤沢に住みたい!』と思える都市を目指します。

#### ※基本目標と主に関連するSDGsの目標

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう

- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

#### 【基本目標5 健康で安心な暮らしを支える】

#### 【長期課題】

- ア 85歳以上人口が最大になる2040年以降に向け、社会保障関係経費の 増大や医療・福祉・介護需要に対するサービス提供体制の再構築が全国的な 課題となっています。また、単身世帯や高齢者世帯は今後とも増加し、地域 の中でのさりげない見守りの必要性が増していきます。さらには、市民一人 ひとりが、自分らしい人生の最終段階の迎え方を考え、備えておくことも必 要です。
- イ 人生100年時代を見据え、誰もが安心して、より長く元気に暮らせるよう、高齢者の生活習慣病対策と介護予防・フレイル対策を市民や関係団体と 共に進めるなど、健康寿命延伸のための取組や、市民が必要なときに適切な 医療を受けられるための地域医療の連携・推進が一層重要になります。
- ウ 高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が予想されます。認知症のご本人の声を大切にし、認知症への正しい理解を広げ、民間企業を含め、多様なセクターが連携することで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる認知症フレンドリーな藤沢を実現する必要があります。認知症の人に限らず、高齢者も、障がいのある人も、誰もが暮らしやすいまちとなるよう取り組むことが重要となります。
- エ 医療・福祉・介護の人的資源が不足する中で、ロボットやAI、IoT、 データヘルスなど先端技術を活用することにより、担い手・従事者の負担軽 減や効率化を図るとともに、自宅で暮らしながらも、安心して適切な医療や サービスなどが受けられるよう、必要な人に適切な支援を提供できる体制を 確保する必要があります。
- オ 一人ひとりが尊重され、自分にあった生き方を選択できるよう環境整備の 充実が求められるとともに、地域住民をはじめとする多様な主体がつながり

活動する「地域共生社会」の実現に向けて、藤沢型地域包括ケアシステム\*の深化が一層重要になります。

カ 一人ひとりの希望や能力,子育て・介護などの事情,健康や障がいの状況 などに応じた,多様で柔軟な働き方や社会参加の機会が確保される生涯活躍・ 生涯現役の環境づくりが必要です。

2040年の藤沢市の姿として,

多様なライフスタイルのもと、個人の主体的で様々な選択を可能にするとともに、住み慣れた地域において、すべての人が、健康で、安心して暮らし続けられるよう、きめ細かな保健、医療、福祉、介護をさらに充実させ、共に支えあう地域社会を築き、心身ともに健やかな暮らしが実感できる都市を目指します。

#### ※基本目標と主に関連するSDGsの目標

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

#### 【基本目標6 地域経済を循環させる】

#### 【長期課題】

ア 藤沢市には、これまでの企業誘致の取組や地域に根ざした多くの企業の成

<sup>※</sup> 藤沢型地域包括ケアシステム 高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの仕組みを,全世代・全対象に応用し、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13地区ごとの地域特性を生かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支えあいの地域づくり」を進めるもの。

長等により、活力ある地域経済の基盤となる産業集積があります。社会経済活動が人やモノの移動の上に成り立つことを前提としつつ、今後は、ポストコロナ時代を見据え、市民生活の新しい生活様式に対応した事業者の業態変化や、デジタルトランスフォーメーション(DX)が加速することが予想されます。地域経済の活力を維持・回復し、雇用を確保するためには、都市拠点等の整備に合わせた新たな産業・機能の誘致、スタートアップ支援やロボット産業振興などの新産業創出、中小企業のデジタル化を含めた経営支援を着実に進める必要があります。

- イ 地域の消費経済のさらなる活性化の基盤として、また超高齢社会における 地域での健康な暮らしを支える基盤として、Eコマース(電子商取引)、テイ クアウト・デリバリー等の変化への対応を図るとともに、地域コミュニティ の核として機能する商店街の実現など、地域商業の一層の振興が重要となり ます。
- ウ 湘南の中心商業地として発展し続けるため、大規模商業施設の老朽化に対 応した藤沢駅周辺等の商業機能の強化が求められています。
- エ 高齢化や担い手不足など、厳しい経営環境にある都市農業と水産業を守り 育てるために、テクノロジーの活用が必要であり、さらに新規参入者・後継 者の支援や、地産地消、6次産業化・高付加価値化等も併せて推進すること が重要となります。
- オ 我が国有数の景勝地である「江の島」を中心とした観光産業は、市内の基 幹産業の一つとして成長し、年間観光客数は1,900万人以上(2019年 (令和元年))となっています。新型コロナウイルス感染症の影響等、観光を 取り巻く環境のめまぐるしい変化に対応し、日本有数の観光地であり続ける ために、観光関連産業を維持、発展させるとともに、北部地域の自然を生か した市内全域における回遊性を高めるための取組も重要となります。
- カ テレワークの推進やサテライトオフィスの設置など、新型コロナウイルス 感染症の影響により働き方が変化する中で、自然豊かな郊外都市で働くこと で得られる豊かな暮らしを本市の魅力として位置づけるなど、市民の多様な 働き方を支える環境づくりを促進していくことが重要となります。

2040年の藤沢市の姿として,

ICTを積極的に活用したテレワークなどの働き方の変化に対応し、湘南の海と豊かな緑といった自然環境を身近に感じながら、湘南のライフスタイルと一体となった豊かな働き方が可能となる都市を実現するとともに、恵まれた交通基盤や積み重ねてきた産業集積等の強みを生かし、ビッグデータ・AI社会に対応しながら、商業、工業、農水産業、観光等、様々な産業が一体となって地域経済を循環させることにより、市民が活力と魅力を実感できる都市を目指します。

#### ※基本目標と主に関連するSDGsの目標

- 2 飢餓をゼロに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

#### 【基本目標7 都市基盤を充実する】

#### 【長期課題】

- ア 藤沢市では6つの都市拠点地区への機能集積を図りながら、拠点を結ぶ鉄道、道路等の交通ネットワークの整備促進による利便性の向上と自然環境との調和の両立を進めてきています。これからも、「藤沢駅周辺地区」の再整備をはじめとする都市拠点の充実とさらなる活性化に向けた取組を進め、人口の維持・増加にもつながるよう、都市の魅力と活力を高めていく必要があります。
- イ 交通アクセスの向上等の都市基盤の整備(ネットワークの形成)にあたっては、バス・自転車の利用の促進などによる環境負荷の低減や、自動運転や

MaaS\*など、交通に関わるテクノロジーの進歩に対応した誰もが移動しやすい交通の充実のほか、渋滞の緩和やボトルネック箇所の解消などの対策が求められています。

- ウ 高度経済成長期に整備された道路,河川,橋りょう,下水道,公園等の都市基盤施設や,庁舎,学校等の公共建築物は,長寿命化を含む老朽化対策,超高齢社会に対応した機能の充実・強化,持続可能性を考慮した規模適正化,気候危機も踏まえた自然災害への対策の強化等が必要となります。厳しい財政見通しの中で,市民の暮らしを支える都市基盤施設の再編,集約化や,最先端技術も取り入れたストックマネジメントがますます重要となっていきます。
- エ 超高齢化,人口減少,国際化,情報化の進展等に対応した住みよい都市の 形成の視点から,豊かで安定した住生活環境の確保が求められています。

2040年の藤沢市の姿として,

これまでに設置した都市基盤施設について長寿命化を含めた再整備や、既存施設の再編、集約化をさらに進め、公共空間の多様な機能の発揮を促すとともに、将来にわたって都市の魅力と活力を維持するための新たな基盤整備と土地利用を促進することにより、都市としての優位性と持続可能性を高め、自然豊かな環境の中で利便性が高く快適な生活を実感できる都市を目指します。

#### ※基本目標と主に関連するSDGsの目標

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを

<sup>\*</sup> MaaS (マース: Mobility as a Service) 地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。(国土交通省)

- 13 気候変動に具体的な対策を
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

## 【基本目標8 市民自治・地域づくりを進める】

#### 【長期課題】

- ア 藤沢市では、「地区市民集会」にはじまり、「郷土づくり推進会議」に至る市民の市政への参画や、市民協働の先進的な取組が進められてきました。これまでに築いてきたこれらの経験や実績を礎とし、市民と行政とのパートナーシップに基づく市政運営を一層進めていくことが必要となります。そのためには、地域における様々な課題を市民と市とが共有し、適切な役割分担による「地域づくり」を庁内の横断的な連携により進める取組をさらに深化させていくことが重要となります。
- イ 自治会・町内会をはじめとする様々な地域活動団体によって,市民生活に根ざした取組が積極的に進められています。その一方で,超高齢化や単身世帯の増加等により自治会加入率は低下する傾向にあり,今後,コミュニティの希薄化が一層懸念されています。持続可能な地域づくりに向けて,ICTの活用等,様々な参加スタイルの工夫により,地域を支える活動への若い世代の参画を促進するとともに,地域で行われている多様な活動をさらに広げていくことが求められています。
- ウ 市民によるボランティア,市民活動団体,NPO等の活動や,学校・企業・各種法人等の社会貢献活動が盛んに行われ,コミュニティビジネス等も広がってきています。こうした取組により,各地区の魅力や特色を生かした地域づくりが展開されている中で,市,市民,市民活動団体,学校,企業,各種法人等の多様な主体が目的や意識等を共有し,その輪を広げ,マルチパートナーシップのもとに多様化する地域課題の解決につなげる仕組みを定着させていくことが重要となります。
- エ 市民の利便性を高めるため、各種行政手続のオンライン化を推進するなど、 必要な市民サービスが、いつでもどこでも受けられる環境づくりを進める必 要があります。

- オ 東京2020大会を契機として、市民ボランティアへの気運の高まりをレガシーとして未来につなげ、市民活動に参画しやすい環境づくりを進めるとともに、様々な分野の市民活動等を行う人々が横断的につながり、一つになって力を発揮することができるプラットフォーム(土台となる環境)づくりを進めていく必要があります。こうした取組により、誰もがやりたいことが見つけられ、実現できる環境づくりを進めていくことが重要となります。
- カ 一人ひとりの人権を尊重し、ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別) 平等を促進するとともに、あらゆる人が共同してつくる平和な社会の実現に向けて、市民、地域社会の質的な成熟を目指していく必要があります。

#### 2040年の藤沢市の姿として,

ICTの活用等により、多様な市民が、それぞれの生活スタイルに合わせて、 地域を支える様々な活動に参加することができ、地域との関わりの中で、支え あい、より豊かに暮らすことができるよう、市民活動と地域づくりをさらに充 実させることにより、市民が中心となったまちづくりを実感できる都市を目指 します。

#### ※基本目標と主に関連するSDGsの目標

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

# 提案理由

本市を取り巻く社会経済情勢等に対応するための政策,施策体系として,市政運営の基本方針を定める必要による。

工事請負契約の締結について

善行市民センター改築工事(建築工事・2期)について,次のとおり請負契約を 締結する。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

1 契約の相手方

善行市民センター改築工事(建築工事・2期)

門倉組・西建設工業共同企業体

代表者 藤沢市辻堂元町四丁目17番22号 株式会社門倉組

代表取締役 小澤 智 幸

- 2 工事の概要
  - (1) 健康プラザ棟 建築工事一式 構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上1階 建築面積 706.40平方メートル 延床面積 648.33平方メートル
  - (2) 外構工事一式
  - (3) その他附帯工事一式
- 3 契約金額

385,000,000円

4 工事の場所

藤沢市善行一丁目2番地の3ほか

5 工期

議決の日着工

2022年(令和4年)2月28日しゅん工予定

### 提案理由

善行市民センター改築工事(建築工事・2期)について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

# 参考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋 (契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない 契約は、予定価格150,0000,00円以上の工事又は製造の請負とする。

## <議案第79号資料1>

### 善行市民センター改築工事(建築工事・2期)請負契約の相手方状況調書(1)

1 会 社 名 藤沢市辻堂元町四丁目17番22号

株式会社門倉組

代表取締役 小澤智 幸

2 資 本 金 31,200千円

3 年間工事高

← 一种2年4月期 建築一式工事 4,960,378千円

その他工事 1,348,880千円

合 計 6,309,258千円

平成31年4月期 建築一式工事 3,739,308千円

その他工事 1,131,254千円

合 計 4,870,562千円

4 職 員 数 技術職員 70人

事務職員 44人

合 計 114人

5 創 業 1913年(大正2年)

6 主な工事実績

神奈川県立体育センター西側昇降機整備工事(藤沢市発注)

2020年(令和2年)4月しゅん工

129,483千円

藤沢市新庁舎建設工事 (藤沢市発注)

2017年(平成29年) 12月しゅんエ

鹿島建設・門倉組共同企業体

(17,981,854千円)

持分 5,394,556千円

### 善行市民センター改築工事(建築工事・2期)請負契約の相手方状況調書(2)

1 会 社 名 藤沢市大庭5138番地の1

西建設工業株式会社

代表取締役 西 山 一

2 資 本 金 33,600千円

3 年間工事高

← 一种 2年2月期 建築一式工事 176,112千円

その他工事 1,245,052千円

合 計 1,421,164千円

平成31年2月期 建築一式工事 70,700千円

その他工事 892,567千円

合 計 963,267千円

4 職 員 数 技術職員 27人

事務職員 8人

合 計 35人

5 創 業 1965年 (昭和40年)

6 主な工事実績

平成30年度港湾改修工事公共(その3) 港湾補修工事県単(その44) 令和元年度港湾改修工事公共(その1) 港湾補修工事県単(その19)合併 (藤沢市以外発注)

2019年(令和元年)8月しゅん工

144,416千円

御所見小学校普通教室等空調設備設置工事(機械)(藤沢市発注)

2019年(平成31年)1月しゅんエ

76,356千円

# <議案第79号資料2>

善行市民センター改築工事(建築工事・2期)入札状況調書

| 業者名                  | 入札金額           | 摘     | 要            |
|----------------------|----------------|-------|--------------|
| 善行市民センター改築工事(建築工事・2基 | 期) 千円          | 落     | <del> </del> |
| 門倉組・西建設工業共同企業体       | 350,000        | 谷     | 个L           |
| 善行市民センター改築工事(建築工事・2基 | 期) 364,800     |       |              |
| 田中建設工業・善共同企業体        | 304,800        |       |              |
| 善行市民センター改築工事(建築工事・2基 | 期)             |       |              |
| 湘南営繕協会・湘南アーキテクチュア共同公 | 企業 367,000     |       |              |
| 体                    |                |       |              |
| 善行市民センター改築工事(建築工事・2基 | 期) 388,000     |       |              |
| ミヤマ建設・神南工務店共同企業体     | 3 6 6, 0 0 0   |       |              |
| 善行市民センター改築工事(建築工事・2基 |                |       |              |
| 大旭建業・日本総合住設共同企業体     | 3 9 6, 0 0 0   |       |              |
| 善行市民センター改築工事(建築工事・2基 |                |       |              |
| アイグステック・アーキアシスト共同企業体 | 本 4 2 3, 0 0 0 |       |              |
| 善行市民センター改築工事(建築工事・2  | 期)             | 41114 | 州            |
| 堀本工務店・堀本建設共同企業体      |                | 無     | 効            |

| 予 | 定 |   | 価 |   | 格 | 千円<br>376,800 |
|---|---|---|---|---|---|---------------|
| 調 | 查 | 基 | 準 | 価 | 格 | 3 3 5, 9 4 0  |
| 失 | 格 | 基 | 準 | 価 | 格 | 302,346       |

<sup>※</sup> 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が 法律上の入札金額です。

特定事業契約の変更契約の締結について

藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業について、次のとおり特定事業契約の変更契約を締結する。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

### 1 契約の相手方

藤沢市辻堂元町四丁目17番22号

ふじがおか活々交流株式会社

代表取締役 小澤 智幸

# 2 変更内容

契約金額

| 変更前            | 減 額 分       | 変 更 後          |
|----------------|-------------|----------------|
| 4,136,695,998円 | 94,505,362円 | 4,042,190,636円 |

#### 提案理由

藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業に係る特定事業契約について,施設の設計業務及び建設業務が終了するにあたり,埋蔵文化財調査の実施範囲が想定していた範囲から縮小したことその他の当該業務の内容の変更に係る変更契約を締結したいので,民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提出する。

# 参考

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 抜粋 (地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

市道の認定について 次のとおり市道の路線を認定する。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

| 整理 | 路線名      | 起         | 点        | 幅員   | 延長               |
|----|----------|-----------|----------|------|------------------|
| 番号 | 路 冰 石    | 終         | 点        | m    | m                |
|    | 鵠沼       | 本鵠沼五丁目317 | 8番9地先    | 4. 0 | 16 6             |
| 1  | 9 4 4 号線 | 本鵠沼五丁目317 | 8番7地先    | 4.0  | 16. 6            |
| 2  | 辻堂       | 辻堂元町二丁目35 | 19番2地先   | 5. 0 | 20. 0            |
| 2  | 677号線    | 辻堂元町二丁目35 | 19番5地先   | 5.0  | 20.0             |
| 3  | 六会       | 亀井野字下屋敷添1 | 602番25地先 | 5. 0 | 44. 6            |
| 3  | 904号線    | 亀井野字下屋敷添1 | 602番30地先 | 5.0  |                  |
| 4  | 長後       | 長後字下分351番 | 8 地先     | 5. 0 | 37. 9            |
| 4  | 933号線    | 長後字下分355番 | 8 地先     | 5.0  | 31. 9            |
| 5  | 御所見      | 葛原字宮沼421番 | 7地先      | 5. 0 | 34. 9            |
|    | 1144号線   | 葛原字宮沼422番 | 10地先     | ə. U | 34. <del>9</del> |

# 提案理由

鵠沼944号線ほか4路線を認定したいので,道路法第8条第2項の規定により 提出する。

### 参考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

- 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般 交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又 は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道 の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は 前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止する。

2021年(令和3年)2月15日提出

# 藤沢市長

鈴 木 恒 夫

| 整理 | P夕 约 | Þ     | 起          | 点    | 幅員  | 延長    |
|----|------|-------|------------|------|-----|-------|
| 番号 | 路線名  | 谷 豚 名 | 終          | 点    | m   | m     |
|    | 長後   |       | 長後字宿上分1094 | 1番地先 |     | 00.0  |
|    | 1476 | 5 号線  | 長後字宿上分1078 | 3番地先 | 2.1 | 92. 0 |

# 提案理由

長後1476号線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により提出する。

藤沢市事務分掌条例の一部改正について 藤沢市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

藤沢市事務分掌条例(昭和59年藤沢市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の項7を次のように改める。

7 情報システムの運用管理に関すること。

第2条の表企画政策部の項に次のように加える。

7 デジタル化の推進に関すること。

第2条の表中 福祉健康部 1 社会保障に関すること。 2 社会福祉に関すること。 3 保健衛生に関すること。 4 保健医療及び健康増進に関すること。

福祉部 1 社会保障に関すること。 2 社会福祉に関すること。 健康医療部 1 保健衛生に関すること。 2 地域医療の推進に関すること。 3 健康増進に関すること。

に改める。

第2条の表子ども青少年部の項3を削る。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

# 提案理由

この条例を提出したのは、令和3年度組織改正において、健康医療部を新設し、 及び所掌事務を整理することに伴い、所要の改正をする必要による。 藤沢市市民センター条例の一部改正について 藤沢市市民センター条例の一部を次のように改正する。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市市民センター条例の一部を改正する条例

藤沢市市民センター条例(昭和43年藤沢市条例第8号)の一部を次のように改 正する。

第2条の表辻堂市民センターの項中「辻堂東海岸一丁目1番41号」を「辻堂西海岸二丁目1番17号」に改める。

第3条第1項中「初日」を「2日」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第3号中「第3項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第6条第1項中「第3条第5項」を「第3条第4項」に改める。

別表辻堂市民センターの項を次のように改める。

| 辻堂市民センター | 第1談話室         | 200   | 3 0 0 |
|----------|---------------|-------|-------|
|          | 第2談話室         | 3 0 0 | 4 5 0 |
|          | 保育室 (ミーティング室) | 200   | 3 0 0 |
|          | 和室            | 200   | 3 0 0 |
|          | 調理室           | 3 0 0 | 4 5 0 |
|          | アトリエ          | 3 0 0 | 4 5 0 |
|          | ホール           | 1,600 | 2,400 |
|          | 音楽室           | 3 0 0 | 4 5 0 |
|          | 体育室           | 1,600 | 2,400 |

### 附則

この条例中,第3条及び第6条の改正規定は令和3年4月1日から,第2条及び 別表の改正規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定め る日から施行する。

### 提案理由

この条例を提出したのは、改築した辻堂市民センターの供用を開始することに伴い施設の位置及び使用料を改め、及び公民館の使用申請手続に電子抽選方式を導入することに伴い市民センターの使用申請手続について所要の改正をする必要による。

藤沢市職員定数条例の一部改正について 藤沢市職員定数条例の一部を次のように改正する。 2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市職員定数条例の一部を改正する条例

藤沢市職員定数条例(昭和24年藤沢市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,066人」を「2,084人」に,「914人」を「916人」に, 「3,709人」を「3,729人」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、行政需要の増加に対応し、及び既存の業務を見直すこと等に伴い、職員定数を改める必要による。

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和32年藤沢市条例第29号) の一部を次のように改正する。

附則第8項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症が拡大していることにより、 市民や事業者が引き続き厳しい状況に置かれていることに鑑み、令和2年6月から 令和3年3月まで講じている常勤特別職職員の給料削減を再度延長する必要による。 藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正について 藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市一般職員の給与に関する条例(昭和26年藤沢市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第6等級別基準職務表3医療職給料表(1)等級別基準職務表2級の項第2号中「救命救急センター副センター長」の次に「,腎センター副センター長,ゲノムセンター副センター長」を加え,同表3級の項第2号中「内視鏡室長」の次に「,腎センター長,ゲノムセンター長」を,「緩和ケアセンター長」の次に「,感染対策室長」を加え,同表5級の項第3号中「医療支援部長」を「医療安全管理部長」に改め,別表第6等級別基準職務表5医療職給料表(3)等級別基準職務表5級の項第1号中「医療安全対策室副室長」を「医療安全管理室副室長,感染対策室副室長」に改め,同表6級の項第1号中「副看護部長,」の次に「医療安全管理室長又は」を加え,「又は医療安全対策室長」を削る。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、令和3年度組織改正に伴い、市民病院に係る職務の級 ごとに定める基準となる職務等について、所要の改正をする必要による。 藤沢市手数料条例の一部改正について 藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。 2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例(平成12年藤沢市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表4の項備考2中「及び床面積」の次に「(増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分以外の部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イ若しくは口に規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能を求めたものでない場合は、当該部分を除いた床面積)」を加え、同項備考2第1号中「非住宅部分をいう。」を「非住宅部分をいい、当該判定に係る部分の建築物の用途が工場等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号に規定する工場等をいう。)であるものを除く。」に改め、同備考中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同備考第2号中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同備考中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 26,000円

別表第4の1の表中84の項を87の項とし、34の項から83の項までを3項ずつ繰り下げ、33の項の次に次のように加える。

| 3 4 | 法第60条の2の2第1項ただし書第2号の | 1件 | 160,000円 |
|-----|----------------------|----|----------|
|     | 規定による居住環境向上用途誘導地区内にお |    |          |
|     | ける建築物の建蔽率に関する制限の適用除外 |    |          |
|     | に係る許可の申請に対する審査       |    |          |
| 3 5 | 法第60条の2の2第2項ただし書の規定に | 1件 | 160,000円 |
|     | よる居住環境向上用途誘導地区内における建 |    |          |
|     | 築物の壁面の位置の制限に関する制限の適用 |    |          |
|     | 除外に係る許可の申請に対する審査     |    |          |
| 3 6 | 法第60条の2の2第3項ただし書の規定に | 1件 | 160,000円 |
|     | よる居住環境向上用途誘導地区内における建 |    |          |
|     | 築物の高さの最高限度に関する制限の適用除 |    |          |
|     | 外に係る許可の申請に対する審査      |    |          |

別表第4の3の表1の項法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。)の項(1)申請前にあらかじめ当該計画について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合の項金額の欄第3号ウ中「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め,同ウ中(カ)を(キ)とし,(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし,同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め,同ウ中(イ)を(ウ)とし,(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下 17,000円 別表第4の3の表1の項法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。)の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄第1号を次のように改める。
  - (1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額
    - ア 200平方メートル以下 34,000円
    - イ 200平方メートルを超えるとき 38,000円

別表第4の3の表1の項法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計

画の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。)の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄第3号イ中「定める額」の次に「(共用部分の技術的審査を要しない場合には,1の項(1)の(3)イの規定により算出した額)」を加え,同号ウ中「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め,同ウ中(カ)を(キ)とし,(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし,同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め,同ウ中(イ)を(ウ)とし,(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下 300,000 円

別表第4の3の表2の項法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。)の項(1)申請前にあらかじめ当該計画について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合の項及び(2)(1)以外の場合の項中「1戸」を「1件」に改め、同表3の項法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。)の項(1)申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合の項金額の欄第3号ウ中「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下 8,500円 別表第4の3の表3の項法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。)の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄第1号を次のように改める。
  - (1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額

ア 200平方メートル以下 17,000円

イ 200平方メートルを超えるとき 19,000円

別表第4の3の表3の項法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。)の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄第3号イ中「定める額」の次に「(共用部分の技術的審査を要しない場合には、3の項(1)の(3)イの規定により算出した額)」を加え、同号ウ中「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下 150,000円

別表第4の3の表4の項法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。)の項(1)申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合の項及び(2)(1)以外の場合の項中「1戸」を「1件」に改める。

別表第4の5の表1の項法第12条第1項又は法第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第1号ア中「平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。」を削り,「第1条第1項第1号イの規定」を「第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に,「(カ)までに掲げる」を「(キ)までに掲げる」に改め,「床面積」の次に「(増改築で既存部分について省令第1条第1項第1号イ若しくは口に規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能を求めていない場合は増改築部分に係る床面積)」を加え,「(カ)までに定める」を「(キ)までに定める」に改め,同ア中(カ)を(キ)とし,(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし,同ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め,同ア中(イ)を(ウ)とし,(ア)の次に次のように加える。

(4) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 31,000円 (審査済建築物については,16,000円)

別表第4の5の表1の項法第12条第1項又は法第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第1号イ中「の規定」を「に規定する基準」に、「(カ)までに掲げる」を「(キ)までに掲げる」に改め、「床面積」の次に「(増改築で既存部分について省令第1条第1項第1号イ若しくは口に規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能を求めていない場合は増改築部分に係る床面積)」を加え、「(カ)までに定める」を「(キ)までに定める」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(4) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 26,000円 (審査済建築物については,16,000円)

別表第4の5の表1の項法第12条第1項又は法第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第2号ア中「第1条第1項第1号イの規定」を「第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に、「(カ)までに掲げる」を「(キ)までに掲げる」に改め、「床面積」の次に「(増改築で既存部分について省令第1条第1項第1号イ若しく

は口に規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能を求めていない場合は増改築部分に係る床面積)」を加え、「(力)までに定める」を「(+)までに定める」に改め、同ア中(力)を(+)とし、(+)0)から(+)2 し、(+)0)0 平方メートル」を(+)1)1)2 に改め、同ア中(+)2 に改め、同ア中(+)3 0 0 平方メートル」を(+)1)1)2 に改め、同ア中(+)2 に改め、同ア中(+)3 0 0 平方メートル」を(1)4 に改め、同ア中(+)5 ((+)6 に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円 (審査済建築物については,16,000円)

別表第4の5の表1の項法第12条第1項又は法第13条第2項に規定する建築 物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第2号 イ中「の規定」を「に規定する基準」に、「(カ)までに掲げる」を「(キ)までに掲げる」に改め、「床面積」の次に「(増改築で既存部分について省令第1条第1項第1号イ若しくは口に規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能を求めていない場合は増改築部分に係る床面積)」を加え、「(カ)までに定める」を「(キ)までに定める」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(4) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円 (審査済建築物については,16,000円)

別表第4の5の表2の項法第12条第2項又は法第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第1号ア中「第1条第1項第1号イの規定」を「第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(4) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 15,500円 (審査済建築物については,8,000円)

別表第4の5の表2の項法第12条第2項又は法第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第1号イ中「の規定」を「に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 13,000円 (審査済建築物については,8,000円)

別表第4の5の表2の項法第12条第2項又は法第13条第3項に規定する建築

物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第2号ア中「の規定」を「に規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円 (審査済建築物については,8,000円)

別表第4の5の表2の項法第12条第2項又は法第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査の項金額の欄第2号イ中「の規定」を「に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(4) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円 (審査済建築物については,8,000円)

別表第4の5の表3の項中

法第29条第 (1) 申請に係 法第34条第 1項の規定に る建築物エ 1項の規定に よる建築物工 ネルギー消 よる建築物エ 費性能向上 ネルギー消費 ネルギー消費 性能向上計画 計画に法第 性能向上計画 の認定の申請 の認定の申請 29条第3 (当該申請に 項各号に掲 を (当該申請に げる事項の 併せて法第 併せて法第 30条第2項 記載がない 35条第2項 の規定による 場合 の規定による 適合審査の申 適合審査の申 出を行う場合 出を行う場合 を除く。) を除く。)

に改め、

(1) 申請に係る建築物工

ネルギー消

費性能向上

計画に法第

3 4 条第 3

項各号に掲

げる事項の

記載がない

場合

同項金額の欄第2号イ中「省令第1条第1項第1号イ又は第10条第1号イ(1) 及び口(1)若しくは同条第3号口の規定」を「ウに規定する規定に定める方法以外 の方法」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から (オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(4) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円 (審査済建築物については,16,000円)

別表第4の5の表3の項法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(当該申請に併せて法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。)の項(1)申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない場合の項金額の欄第2号ウ中「省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円 (審査済建築物については,16,000円)

別表第4の5の表3の項中

(2) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合

(2) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合

に改め,

同項金額の欄中「法第29条第3項」を「法第34条第3項」に改め、同表4の項中「法第29条第1項」を「法第34条第1項」に、「法第30条第2項」を「法第35条第2項」に改め、同表5の項中「法第31条第1項」を「法第36条第1項」に、「法第30条第2項」を「法第35条第2項」に改め、同項(1)他の建築物を追加しない場合の項金額の欄第2号イ中「省令第10条第1号イ(1)及び口(1)又は同条第3号口の規定」を「ウに規定する規定に定める方法以外の方法」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平

を

方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円 (審査済建築物については,8,000円)

別表第4の5の表5の項法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。)の項(1)他の建築物を追加しない場合の項金額の欄第2号ウ中「又は同条第3号イの規定」を「に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円 (審査済建築物については,8,000円)

別表第4の5の表6の項中「法第31条第1項」を「法第36条第1項」に、「法第30条第2項」を「法第35条第2項」に改め、同表7の項中「法第36条第1項」を「法第41条第1項」に改め、同項法第36条第1項の規定による建築物工ネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項金額の欄第1号中「の規定」を「に規定する基準」に改め、同号ア中「法第30条第1項」を「法第35条第1項」に改め、同欄第2号中「の規定」を「に規定する基準」に改め、同欄第3号イ中「の規定」を「に規定する基準」に改め、同欄第3号イ中「の規定」を「に規定する基準」に改め、同欄第3号中「省令第1条第1項第1号イ又は第10条第1号イ(1)及び口(1)若しくは同条第3号口の規定」を「工に規定する規定に定める方法以外の方法」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円 (審査済建築物については,16,000円)

別表第4の5の表7の項法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性 能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項金額の欄第3号エ中「若し くは同条第3号イの規定」を「に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」 に改め、同エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同エ (イ)中「300平方メートル」を「1、000平方メートル」に改め、同エ中(イ) を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円 (審査済建築物については,16,000円)

別表第4の5の表8の項建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「規則」という。)第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることの証明書の交付の項金額の欄第1号ア中「の規定」を「に規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(4) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 15,500円 (審査済建築物については,8,000円)

別表第4の5の表8の項建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「規則」という。)第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることの証明書の交付の項金額の欄第1号イ中「の規定」を「に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(4) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 13,000円 (審査済建築物については,8,000円)

別表第4の5の表8の項建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「規則」という。)第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることの証明書の交付の項金額の欄第2号ア中「の規定」を「に規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に、「(カ)まで」

を「(キ)まで」に改め、同ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円 (審査済建築物については,8,000円)

別表第4の5の表8の項建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「規則」という。)第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることの証明書の交付の項金額の欄第2号イ中「の規定」を「に規定する基準」に、「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(4) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円 (審査済建築物については,8,000円)

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法の一部が改正され、居住環境向上用途誘導 地区に係る特例に関する規定が設けられたことに伴い当該特例に係る許可の手数料 を定め、低炭素建築物新築等計画の認定、建築物エネルギー消費性能適合性判定等 に係る手数料について減額、細分化を行う等のため、所要の改正をする必要による。 藤沢市道路占用料徴収条例の一部改正について 藤沢市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

藤沢市道路占用料徴収条例(昭和39年藤沢市条例第57号)の一部を次のよう に改正する。

別表中外径が1メートル<br/>以上のもの1,770円<br/>以上のもの法第32条第1項第3号<br/>に掲げる施設占用面積1平方メ<br/>ートルにつき1年2,950円<br/>2,950円

| Γ |              | 外径力  | ジ1メートル以上の               | もの        |        | 1,770円       |    |
|---|--------------|------|-------------------------|-----------|--------|--------------|----|
|   | 法 第          | 自動   |                         | _ •       | • • -  | 10円          |    |
|   | 3 2 条        | 運行   |                         |           |        |              |    |
|   | 第1項<br>第3号   |      |                         | ,         | 1年     | 30円          |    |
|   | 来 3 ヶ<br>に掲げ | 旭政   | 象として設置す                 |           |        | 30円          |    |
|   | る施設          |      | る導線その他の                 | V) () V)  |        |              |    |
|   |              |      | 線類                      |           |        |              |    |
|   |              |      | <br>  道路の構造又は交          | 温の中       | 1 本につき | 2,360円       |    |
|   |              |      | 湿めの構造又は久 <br>  況を表示する標示 | -         | 1年     | 2,300        | 12 |
|   |              |      | 他の柱類                    | 17. 6.12  |        |              |    |
|   |              |      | その他のもの                  | 上空に       | 占用面積 1 | 1,480円       |    |
|   |              |      |                         | 設ける       |        | 1, 100,      |    |
|   |              |      |                         | もの        | _      |              |    |
|   |              |      |                         | 地下に       | 年      | 890円         |    |
|   |              |      |                         | 設ける<br>もの |        |              |    |
|   |              | その年  | <u> </u><br>丸のもの        | 80)       |        | 2,950円       |    |
|   |              | C 47 |                         |           |        | 2, 0 0 0 1 1 | 1  |

改める。

附則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際,道路法(昭和27年法律第180号)の規定により道路 の占用の許可を受け、かつ、当該許可に係る期間のうち施行の日以後の期間に係 る占用料を納付している者の当該納付している期間に係る占用料については、改 正後の藤沢市道路占用料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 提案理由

この条例を提出したのは、道路法の一部が改正され、道路の占用の許可に係る施設として自動運行補助施設が新たに規定されたことから、占用料の額を定める必要による。

藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について 藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例 藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例(平成24年藤沢市条例第21号)の 一部を次のように改正する。

第35条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第46条を第47条とし、第45条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

- 第46条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には,歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。
- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。
- 3 歩行者利便増進道路(高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。) は,藤沢市高齢者,障がい者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関 する基準を定める条例(平成24年藤沢市条例第22号)の規定に適合する構造 とするものとする。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

# 提案理由

この条例を提出したのは、道路構造令の一部が改正され、交通安全施設が追加されたこと及び歩行者利便増進道路に関する基準が定められたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市都市公園条例の一部改正について 藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例

藤沢市都市公園条例(昭和35年藤沢市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第4条第1項ただし書」の次に「(法第5条の9第1項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 令第6条第6項に規定する場合(前各号に該当する場合を除く。) 当該都市公園の敷地面積の100分の10

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、本市が設置する都市公園について、公募設置管理制度 (Park-PFI)を活用した事業における公募対象公園施設に係る建蔽率を緩和するため、所要の改正をする必要による。 藤沢市朝日町駐車場条例の廃止について

藤沢市朝日町駐車場条例を廃止する条例を次のように定める。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市朝日町駐車場条例を廃止する条例

藤沢市朝日町駐車場条例(平成7年藤沢市条例第24号)は、廃止する。

附則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に駐車場を利用している者については、なお従前の例による。
- 3 当分の間,廃止前の藤沢市朝日町駐車場条例第9条の規定は,なおその効力を 有する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市朝日町駐車場を民間事業者に貸し付け、当該事業者に管理及び運営させることに伴い、公の施設としての藤沢市朝日町駐車場を廃止する必要による。

藤沢市保育所条例の一部改正について 藤沢市保育所条例の一部を次のように改正する。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市保育所条例の一部を改正する条例

藤沢市保育所条例(平成27年藤沢市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(病児保育事業)

- 第9条 市は、別表第1に掲げる保育所のうち規則で定める保育所において、児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児であって疾病にかかっているものについて保育を行う事業(以下「病児保育事業」という。)を行う。
- 2 病児保育事業により保育を受けようとする乳児又は幼児の保護者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 3 病児保育事業により保育を受けた乳児又は幼児の保護者は、別表第5に定める 利用者負担額を納付しなければならない。

別表第4の次に次の1表を加える。

### 別表第5 (第9条関係)

|     | 乳児又は幼児の属する世帯の区分     | 金額(日額) |
|-----|---------------------|--------|
| A階層 | 生活保護法による被保護世帯       | 0円     |
| B階層 | A階層を除く市町村民税非課税世帯    | 0円     |
| C階層 | A階層又はB階層に属する世帯以外の世帯 | 2,000円 |

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、市立保育所において病児保育事業を実施することに伴い、当該事業の利用に係る許可及び利用者負担額を規定するため、所要の改正をする必要による。

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について 藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例(昭和29年藤沢市条例第19号)の一部を次のように 改正する。

第12条第1項中「第35条の2第1項」の次に「, 第35条の3第1項」を加える。

附則第16項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)」に改める。

#### 附則

- 1 この条例中第12条第1項の改正規定は令和3年4月1日から、附則第16項 の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市国民健康保険条例第12条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

### 提案理由

この条例を提出したのは、国民健康保険の保険料の算定の基礎として算出する所得額について、所得税における低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除と同様の控除を設け、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴う規定の整備をする必要による。

藤沢市介護保険条例の一部改正について 藤沢市介護保険条例の一部を次のように改める。 2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例

藤沢市介護保険条例(平成12年藤沢市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5 年度まで」に改め、同項第1号中「28,200円」を「33,000円」に改め、 同項第2号中「33,840円」を「46,200円」に改め、同項第3号中 「39,480円」を「46,200円」に改め、同項第4号中「50,760円」 を「59,400円」に改め、同項第5号中「56,400円」を「66,000円」 に改め、同項第6号中「62,040円」を「72,600円」に改め、同号ア中 「第35条の2第1項」の次に「, 第35条の3第1項」を加え, 「額とする」を 「額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする」に改め、同号イ中 「又は第11号イ」を「,第11号イ,第12号イ又は第13号イ」に改め,同項 第7号中「73,320円」を「85,800円」に改め、同号イ中「又は第11号 イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号中 「84,600円」を「99,000円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「, 第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「90,240円」 を「105,600円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「, 第11号イ, 第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「101,520円」を 「118,800円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ 又は第13号イ」に改め、同項第11号中「107,160円」を「125,400 円」に改め、「部分を除く。)」の次に「、次号イ又は第13号イ」を加え、同項

第12号中「112,800円」を「158,400円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 次のいずれかに該当する者 132,000円
  - ア 段階判定所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満 の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 145,200円
  - ア 段階判定所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満 の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条 第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第6条第2項中「減額賦課に係る」の次に「令和3年度から令和5年度までの各年度における」を加え、「平成30年度においては25,380円と、令和元年度においては21,150円と、令和2年度においては16,920円」を「19,800円」に改め、同条第3項中「減額賦課に係る」の次に「令和3年度から令和5年度までの各年度における」を加え、「令和元年度においては31,020円と、令和2年度においては28,200円」を「33,000円」に改め、同条第4項中「減額賦課に係る」の次に「令和3年度から令和5年度までの各年度における」を加え、「令和元年度においては38,070円と、令和2年度においては36,660円」を「42,900円」に改める。

附則第10項及び第11項を削り、附則第9項を附則第11項とし、附則第8項を削り、附則第7項を附則第10項とし、附則第4項から第6項までを3項ずつ繰り下げ、附則第3項の次に次の3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

4 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律 第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定す る公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定 についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 5 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 6 第4項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附則第12項を削る。

附則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市介護保険条例第6条の規定は、令和3年度以後 の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお 従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、第8期介護保険事業計画の策定に伴い介護保険第1号被保険者の介護保険料を改正するとともに、介護保険料の算定の基礎として算出する所得額について、所得税における低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除と同様の控除を設け、及び平成30年度税制改正の影響によるその増加を生じさせないようにするために介護保険法施行令の一部が改正されたことを受け、所要の改正をする必要による。

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について 藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

藤沢市自転車等駐車場条例(平成8年藤沢市条例第27号)の一部を次のように 改正する。

別表第1に次のように加える。

| 江ノ島駅自転車   | 藤沢市片瀬海岸一 |          | 午前零時から午後 |
|---|----------|----------|----------|
| 等駐車場  | 丁目2,621番 | 自転車及び普通自 | 12時まで    |
| <del>一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一</del> | 3        | 動二輪車     |          |

別表第2に次のように加える。

|          | 定期利用 | 1月 | 1,500円 | 2,500円  | 3,000円  |
|----------|------|----|--------|---------|---------|
| 江ノ島駅自転車等 |      | 3月 | 4,500円 | 7,500円  | 9,000円  |
| 駐車場      |      |    | 9,000円 | 15,000円 | 18,000円 |
|          | 一時利用 | 1回 | 100円   | 200円    | 300円    |

附則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の別表第1に規定する江ノ島駅自転車等駐車場の定期利用に係る利用の 承認及び利用料金の徴収の手続は、当該駐車場の指定管理者となった団体に、こ の条例の施行の日前においても行わせることができる。

# 提案理由

この条例を提出したのは、江ノ島駅自転車等駐車場を有料化することに伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市公民館条例の一部改正について 藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。 2021年(令和3年)2月15日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例

藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表藤沢市立辻堂公民館の項中「辻堂東海岸一丁目1番41号」を「辻堂西海岸二丁目1番17号」に改める。

別表藤沢市立辻堂公民館の項を次のように改める。

| 藤沢市立辻 | 第1談話室         | 1 0 0 | 1 5 0 |
|-------|---------------|-------|-------|
| 堂公民館  | 第2談話室         | 200   | 3 0 0 |
|       | 保育室 (ミーティング室) | 1 0 0 | 1 5 0 |
|       | 和室            | 1 0 0 | 1 5 0 |
|       | 調理室           | 200   | 3 0 0 |
|       | アトリエ          | 200   | 3 0 0 |
|       | ホール           | 1,000 | 1,500 |
|       | 音楽室           | 200   | 3 0 0 |
|       | 体育室           | 1,000 | 1,500 |

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

# 提案理由

この条例を提出したのは、改築した藤沢市立辻堂公民館の供用を開始することに伴い、施設の位置及び使用料を改める必要による。